

東海村人事行政運営等の状況報告書(平成26年度)

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用・退職者数の状況

①採用者数の状況

区分	H26. 4. 1～H27. 3. 31採用者数 (人)		
	試験採用	選考採用	計
一般行政職員	5	0	5
教育職員	6	0	6
企業職員	0	0	0
合計	11	0	11

※1 一般行政職員とは、教育職員、企業職員に該当しない職員をいう。

※2 教育職員とは、教育委員会事務局、幼稚園、学校調理、学校用務の業務に従事する職員をいう。

※3 企業職員とは、水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険業務に従事する職員をいう。

※4 再任用とは、地方公務員法第28条の4に規定に基づく常時勤務を要する職への再任用をいい、同法第28条の5に規定する短時間勤務の職への再任用は含まない。

②退職者数の状況

区分	H26. 4. 1～H27. 3. 31退職者数 (人)					
	定年	勧奨	普通	再任用満了	その他	計
一般行政職員	18	0	1	2	0	21
教育職員	3	0	3	0	0	6
企業職員	4	0	0	0	0	4
合計	25	0	4	2	0	31

※1 一般行政職員とは、教育職員、企業職員に該当しない職員をいう。

※2 教育職員とは、教育委員会事務局、幼稚園、学校調理、学校用務等の業務に従事する職員をいう。

※3 企業職員とは、水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険業務に従事する職員をいう。

※4 再任用とは、地方公務員法第28条の4に規定に基づく常時勤務を要する職への再任用をいい、同法第28条の5に規定する短時間勤務の職への再任用は含まない。

(2)職員数の状況

区分	職員数 (人)		
	H26. 4. 1	H27. 4. 1	対前年比増減数
一般行政部門	269	279	10
教育部門	83	78	-5
企業部門	46	43	-3
合計	398	400	2

※1 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※2 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

(3)職員再任用の状況

区分	職員数 (人)	
	H27. 4. 1	(うち前年度からの継続)
一般行政部門	15	2
教育部門	5	2
企業部門	3	0
合計	23	4

※1 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※2 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

東海村人事行政運営等の状況報告書(平成26年度)

2 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額、平均手当月額、平均給与月額、平均期末・勤勉手当年額の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均給料月額 (a)	平均職員手当 月額(b)	平均給与月額 (a+b)	平均期末・勤勉 手当年額
一般行政職員	304,000円	77,302円	381,302円	1,404,011円
教育職員	266,900円	31,380円	298,280円	1,202,800円
技能労務職員	271,200円	19,410円	290,610円	1,237,552円

※1 一般行政職員とは、教育職員、技能労務職員に該当しない職員をいう。

※2 教育職員とは、幼稚園教諭等の業務に従事する職員をいう。

※3 技能労務職員とは、清掃職員、学校給食調理員、用務員等の業務に従事する職員をいう。

※4 給与月額とは、給料及び職員手当（期末・勤勉手当、退職手当を除く）の合計額をいう。

(2) 初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分	学歴	初任給
一般行政職員	大学卒	174,200円
	高校卒	142,100円
教育職員	大学卒	174,200円
	短大卒	154,800円
技能労務職員	高校卒	139,500円

※1 一般行政職員とは、教育職員、技能労務職員に該当しない職員をいう。

※2 教育職員とは、幼稚園教諭の業務に従事する職員をいう。

※3 技能労務職員とは、清掃職員、学校給食調理員、用務員等の業務に従事する職員をいう。

東海村人事行政運営等の状況報告書(平成26年度)

(3)職員手当の状況(平成27年4月1日現在)

期末・勤勉手当支給割合		期末手当	勤勉手当
	6ヶ月期	1.225月 (0.65月)	0.75月 (0.35月)
	12ヶ月期	1.375月 (0.8月)	0.75月 (0.35月)
	計	2.6月 (1.45月)	1.5月 (0.7月)
職制上の段階、職務の等級による加算措置有り			
退職手当	支給率	自己都合	勧奨・定年
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
	勤続30年	36.105月分	42.4125月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分
	その他加算措置	定年前早期退職特例措置(50~59歳対象 2%~20%加算)	
	退職時特別昇給	なし(H27.4.1より廃止)	
特殊勤務手当	支給額の大きい手当	保育士業務手当、幼稚園教諭業務手当、土木建築業務手当	
	多くの職員に支給されている手当	幼稚園教諭業務手当(21人)、税務手当(21人)、保育士業務手当(17人)・保育教諭業務手当(14人)	
扶養手当	区分	配偶者	扶養親族1人につき
	支給月額	13,000円	6,500円
	・配偶者がいる場合、1人については11,000円 ・扶養親族である子のうち満16歳から満22歳の年度末までの子、1人につき5,000円を加算		
住居手当	借家・借間	家賃の額に応じて27,000円限度に支給(家賃12,000円を超える場合に限る)	
	自宅	支給なし	
通勤手当	電車・バス通勤者	6箇月定期の価格を基本として1箇月あたり55,000円まで	
	自家用車通勤者	使用距離等に応じて、2,500円から31,600円の範囲内	

※1 期末・勤勉手当において、()内は再任用職員に係る支給割合。

※2 特殊勤務手当において、()内は支給対象者数。

(4)特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
村長	給料	850,000円
副村長		658,000円
教育長		616,000円
議長	報酬	430,000円
副議長		388,000円
議員		367,000円

6ヶ月期 1.475月
12ヶ月期 1.625月
合計 3.10月

東海村人事行政運営等の状況報告書(平成26年度)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(平成27年4月1日現在)

一般職員の勤務時間について

○午前8時30分から午後5時15分まで

○休憩時間 午後0時00分から60分間

※ 特別の勤務に従事する職員の勤務時間は上記とは異なる。

(2) 休暇(平成27年4月1日現在)

年 次 休 暇	1年について、1月1日在職する職員に対して、20日
	平成26年における職員1人当たりの平均取得日数 10.7日
療 養 休 暇	・公務又は通勤による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、必要と認める期間 ・私事による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、90日以内において必要と認める期間
介 護 休 暇	・配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をする場合
特 別 休 暇	・災害その他特別の理由がある場合

※ 年次休暇の平均取得日数における職員とは、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの全期間を在職した職員をいい、当該期間の中途中に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。

東海村人事行政運営等の状況報告書(平成26年度)

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況(平成26年度の新規承認者)

区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般行政部門	11	2	5	4	0	0	0
教育部門	4	0	3	1	0	0	0
企業部門	0	0	0	0	0	0	0
合計	15	2	8	5	0	0	0

※1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができる。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されない。

※2 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※3 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※4 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう

(2) その他の休業の状況

その他の休業の状況(平成26年度の新規承認者)

区分	修学部分 休業	自己啓発等 休業	配偶者同行 休業
一般行政部門	0	0	0
教育部門	0	0	0
企業部門	0	0	0
合計	0	0	0

※1 修学部分休業は、地方公務員法第26条に基づき、職員の修学のため必要とされる時間について、1週間を通じて19時間を超えない範囲内で休業できる制度。給与（給料及び諸手当）は、就学部分休業の期間中は減額される。

※2 自己啓発等休業は、地方公務員法第26条に基づき、大学等課程の履修又は国際貢献活動のために、大学等課程の履修のための休業にあっては2年、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内で休業できる制度。給与（給料及び諸手当）は、自己啓発等休業の期間中は支給されない。

※3 配偶者同行休業は、地方公務員法第26に基づき、3年を超えない範囲内で休業できる制度。給与（給料及び諸手当）は、配偶者同行休業の期間中は支給されない。

※4 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※5 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※6 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう

東海村人事行政運営等の状況報告書(平成26年度)

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分件数(平成26年度)

区分	分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良い場合	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	一般行政部門	0	0	2	0	2	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	2	0	2	0
職に必要な適格性を欠く場合	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
災害により生死不明になった等による場合	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
合計	一般行政部門	0	0	2	0	2	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	2	0	2	0

※1 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※2 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

※4 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降給、休職、免職又は降任の処分をすること。

東海村人事行政運営等の状況報告書(平成26年度)

(2) 懲戒処分件数(平成26年度)

区分		免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等
給与・任用に関する不正	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	一般行政部門	0	0	0	2	2	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	2	2	0
一般非行関係	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
事務に関する不正	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
道路交通法違反	一般行政部門	0	0	0	0	0	1
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	1
監督責任	一般行政部門	0	0	0	0	0	3
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	3
合計	一般行政部門	0	0	0	2	2	4
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	2	2	4

※1 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※2 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

※4 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。

※5 訓告等とは、懲戒処分に準ずる処分であり、訓告のほか厳重注意等を含む。

東海村人事行政運営等の状況報告書(平成26年度)

6 職員の服務の状況

(1) 服務規則

職員は、村民全体の奉仕者として公務を民主的に運営すべき責務を深く自覚し、常にその事務を処理するに必要な知識及び技術の習得に努め、法令、条例、規則その他の規程及び上司の服務上の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(2) 営利企業等の従事制限の状況

職員は、営利を目的とする私企業の役員となり、自ら営利を目的とする私企業を経営し、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事する際には、村長の許可を受けなければならない。

営利企業等の従事制限の状況(平成26年度の新規承認者)

区分	許可件数
一般行政部門	2
教育部門	0
企業部門	0
合計	2

※1 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※2 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をい

東海村人事行政運営等の状況報告書(平成26年度)

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況(平成26年度)

職員に対する主な研修は、村が実施する以外に、「自治研修所」、「全国市町村国際文化研修所」、「全国建設研修センター」等の外部の研修実施機関で行われているものがある。

区分	概要	受講者数(延べ)
一般行政職員 教育職員 企業職員	<p>職務遂行に必要な知識と技能を修得し、自己決定・自己責任の原則に基づく地方分権の進展に対応すべく、自らの意思で政策を立案し、実施する能力を養い、幅広い視野と豊かな創造力を有する職員を育成することを目的に研修を行っている。</p> <p>平成26年度においては、一般研修（階層別研修）、専門研修、派遣研修、交流研修等、全62講座を実施した。</p>	485名

※1 一般行政職員とは、教育職員、企業職員に該当しない職員をいう。

※2 教育職員とは、教育委員会事務局、幼稚園、学校調理、学校用務の業務に従事する職員をいう。

※3 企業職員とは、水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険業務に従事する職員をいう。

(2) 勤務成績の評定の状況

区分	概要
一般行政職員 教育職員 企業職員	<p>適正な人事評価を行うことにより、職員の職務に対する意欲、向上心、達成感及び充実感を引き出し、もって適正な人材育成を図るとともに、公平かつ公正な人事管理を行うことを目的に、人事評価を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・基準日…2月1日・評価方法…実績評価、能力・態度評価

※1 一般行政職員とは、教育職員、企業職員に該当しない職員をいう。

※2 教育職員とは、教育委員会事務局、幼稚園、学校調理、学校用務の業務に従事する職員をいう。

※3 企業職員とは、水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険業務に従事する職員をいう。

東海村人事行政運営等の状況報告書(平成26年度)

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)職員の福利(平成26年度)

事業	実施項目
ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催（茨城県市町村共済組合主催）
健康保持・増進の支援	メンタルヘルスセミナーの開催（茨城県市町村共済組合主催）
各種健康診断の実施	定期健康診断、人間ドック検診、ガン検診等
健康相談の実施	産業医による健康相談、臨床心理士による心の相談室（メンタルヘルスケア）

(2)公務災害認定件数(平成26年度)

職種別認定件数及び災害発生率

区分	認定件数	発生率(件／百人)
一般行政部門	1	0.37
教育部門	2	2.41
企業部門	0	0.00
合計	3	0.75

※1 一般行政部門とは、教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

※2 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

※3 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

(3)職員共済会の設置

職員とその家族の相互救済並びに福利増進を図ることを目的として、東海村職員共済会を設置しています。

①会員数

404人

②掛金

給料月額×5/1000+100円

③主な事業

人間ドック助成、村民活動助成、保養所助成等

④平成26年度決算額

10,793,119円

うち、公費補助金額

682,830円

(4)利益の保護の状況(平成26年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	1
不利益処分に関する不服申立て	0

※地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して行う措置要求または不服申立ての状況です。